

吉野川学識者会議運営規約

平成 29 年 5 月 25 日

国土交通省 四国地方整備局

国四整訓第7号

吉野川学識者会議運営規約を次に定める。

平成27年5月1日

改正 平成29年5月18日 四国地方整備局訓令第6号

四国地方整備局長

吉野川学識者会議運営規約

(趣旨)

第1条 「吉野川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、次に掲げる事項について四国地方整備局長（以下、「局長」という。）に意見を述べるため四国地方整備局に吉野川学識者会議（以下、「学識者会議」という。）を置く。

- 1 吉野川水系河川整備計画（以下、「河川整備計画」という。）の策定、変更（河川法16条2第3項）
- 2 河川整備計画の策定、変更後の点検
- 3 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価
 - 一 再評価及び事後評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の完了の事後評価実施要領）
 - 二 計画段階評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領）
- 4 その他、河川整備に関する事項

(構成)

第2条 委員は、吉野川に関して学識経験を有する者のうちから局長が委嘱する。

- 2 学識者会議は、別紙-1で構成する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。

- 2 議長は、学識者会議の議事を進行する。
- 3 議長に事故がある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。

- 2 事務局員は、四国地方整備局河川部、徳島河川国道事務所、四国山地砂防事務所、吉野川ダム統合管理事務所に属する職員をもって充てるものとする。
- 3 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。

- 4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、議長の議事進行と調整を図り、次に掲げる者を退場させることができる。
- 一 会議の秩序を乱した者
 - 二 議事進行に必要な議長の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長が開催する。

(部会の設置)

第6条 学識者会議は、第1条1に掲げる業務を円滑に進めるために、部会を設置することができる

(情報公開)

第7条 学識者会議は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項について、局長が委員の意見を聴き定める。

(附 則)

- この規約は、平成27年5月1日から施行する。
この規約は、平成28年3月14日から施行する。
この規約は、平成28年7月25日から施行する。
この規約は、平成29年5月18日から施行する。

吉野川学識者会議委員名簿

【五十音順・敬称略】

氏名	専門分野	所属
池田 早苗	水質（水環境）	徳島大学 名誉教授
渦岡 良介	地盤工学・地震工学	京都大学防災研究所 教授
角道 弘文	農業水利	香川大学工学部 教授
鎌田 磨人	生態系管理（生態学）	徳島大学大学院 教授
河口 洋一	魚類学	徳島大学大学院 准教授
木下 覺	植物分類学	徳島県植物研究会 会長
上月 康則	水環境 （環境工学・生態系工学）	徳島大学環境防災研究センター 教授
小林 實	鳥類	河川・溪流環境アドバイザー
田中 俊夫	地域福祉	徳島大学 教授
田村 隆雄	治水計画 （森林水文学）	徳島大学大学院 准教授
田村 典子	児童教育	四国大学生生活科学部 教授
中野 晋	沿岸域工学	徳島大学環境防災研究センター 教授
中村 昌宏	地域経済	元徳島文理大学総合政策学部 学部長
平井 松午	歴史地理学・歴史GIS	徳島大学大学院 教授
三神 厚	防災対策（地震）	東海大学工学部 教授
武藤 裕則	洪水防御 （河川工学・水理学）	徳島大学大学院 教授
大和 武生	文化史・文化財	阿南市文化協会 会長
山中 英生	地域づくり	徳島大学大学院 教授